

●●● 税務課からのお知らせ ●●●

所得税・消費税・源泉徴収票・固定資産税など

○所得税の確定申告・市県民税の申告期間

平成19年分所得に係る確定申告期間は、2/18(月)～3/17(月)です。

加西市では、申告期間中、コミセン3階小ホールにおいて、平日、午前9時から午後4時までの間、申告相談・申告書の受付を行います。2/24および3/2の日曜日に限り、閉庁時の申告相談・申告書の受付を行います。平日に勤務等で都合の悪い方は、この2日間をご利用ください。通常の土日は閉庁しておりますのでご注意ください。

○農業所得収支内訳書・医療費の明細書等の作成は事前をお願いします。

農業所得の申告に当たっては、平成18年分の確定申告から従来の所得標準による申告が廃止され、すべて収支内訳書の作成が義務付けられています。

これに伴い、収入および経費について、伝票や領収書等に基づき全て実費により計算していただくこととなります。

確定申告期間中(2/18(月)～3/17(月)まで)コミセン3階小ホールで行う申告相談会場では、大変混雑が予想されますので、「農業所得の収支内訳書」や医療費控除のための「医療費の明細書」等については、相談会場に来場される前に、まもって内訳書等に記載されている各項目ごとに分類・集計していただくようご協力をお願いします。

○平成19年分所得税、消費税確定申告説明会

日時：1/30(水) 13:30～15:30
場所：加西市民会館 コミセン3階小ホール
問合せ先： 社務課 0795 ④ 0223

○源泉徴収票等の提出について

源泉徴収票などの「法定調書」は 1/31(木) までに提出してください。

(提出する主な法定調書の種類と提出先)

- ☆**税務署に提出するもの**
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・不動産の譲り受けの対価の支払調書
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書
- ・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ☆**市に提出するもの**
- ・給与支払報告書(総括表)
- ・給与支払報告書(個人別明細書)

1年間の給与支払金額が30万円を超える方の分については、年度途中で退職された方であっても提出が義務付けられていますのでご注意ください。

問合せ先：社務課資料情報担当 ☎0795 ④ 0223
市役所税務課制係 ☎④ 8712

○住民税から住宅ローン控除の適用をうけるには控除の申告が必要です。

居住年が平成11年から平成18年までの住宅ローン控除の適用者のうち、税源移譲による税率変更で所得税が減税されることによって、所得税から控除できない住宅ローン控除額が発生、または控除しきれない額が増大する場合には、平成20年度分以降の個人住民税の所得割からも控除できるようになりました。この制度の適用を受ける場合は、対象者自身が、毎年、居住する市に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出しなければなりません。

年末調整において住宅ローン控除の適用を受けている方で、『平成19年分 給与所得の源泉徴収票』の摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載されている場合は、税務課へ源泉徴収票を添付して申告書(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)を提出してください。

また、平成19年分所得税の確定申告書を提出予定の方は、確定申告書と合わせて申告書(確定申告書を提出する納税者用)を提出していただきます。この申告書は、確定申告相談会場の場合は、確定申告書と合わせて作成していただけますが、直接税務署に提出される場合等は、税務課窓口や税務署で予め入手してください。(市のホームページからもダウンロードできます。)

※平成20年度分の住民税から控除を受けるための申告書の提出期限は 3/17(月) です。

「口座振替依頼書」ダウンロードサービスの開始

市税及び公共料金の口座振替を推進するため、2/1より加西市ホームページから、市税口座振替依頼書・返信用封筒様式をダウンロードして口座振替を申請出来るサービスを開始します。 **問合せ先：収納課 ☎④ 8714**

平成19年度 市県民税第4期分、国民健康保険税・介護保険料(普通徴収) 第7期分の納期限は **1月31日(木)** です。

納期内完納にご協力をお願いします。
問合せ先：税務課制係 ☎④ 8712

○原付・軽自動車の廃車はお早めに

軽自動車税は、毎年4/1現在の所有者に対して課税されます。廃車、名義変更等の手続きは 3/17(月) までにお願います。盗難・解体等によりナンバープレートがない場合も届出が必要です。

届出先：原動機付自転車、小型特殊自動車(トラクター等) …税務課制係 ☎④ 8712

軽三輪、軽四輪…軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 ☎079-231-4101

軽二輪、二輪の小型自動車…姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067

○固定資産税(都市計画税)に関する届出

☆償却資産の申告について

償却資産(固定資産税)の申告は 1/21(月) までにお願います。

○申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方のうち、市内においてその事業に用いることができる資産をお持ちの方は、毎年1/1現在の所有状況を申告していただくことになっています。

○申告の対象となる償却資産について

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。

“向き合おう 自分の体 自分の生活” 2/1～2/7は生活習慣病予防週間

メジャーと健診結果を片手に自分の体・自分の生活と向き合ってみてはいかがでしょうか？

○内臓肥満チェック！！

腹囲が、男性85cm以上、女性90cm以上で、血圧高値・血中脂質異常(中性脂肪高値・HDLコレステロール低値)・血糖高値の2つ以上に該当する人はメタリックサイン該当者です。

○内臓肥満減重大作戦！！

「ちょっと、ちょっとちょっとの努力で体重減少を！」

作戦1 今より、ちょっと身体を動かす時間を増やす

作戦2 今より、ちょっと口に運ぶ手を止める。

健康づくりに関する相談先：国保健康課健康係 ☎④ 8723

※ただし、次のものは対象外となります。

- ・自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等。
- ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で、一時に損金(必要な経費)に算入されたもの。
- ・取得価格が20万円未満の資産で、一括して3年間で損金(必要な経費)に算入されたもの。

○「事業」および「事業の用に供する」とは？

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

新規事業者や事業用の償却資産を所有されている方で申告の必要があるかどうかご不明な方は資産税係まで。

☆家屋について

固定資産税(都市計画税)は毎年1月1日現在の所有状況で課税することになっております。平成19年中に家屋を新築、増築され家屋評価が終わっていない方や、家屋を取壊された方をご連絡ください。

問合せ先：税務課 資産税係 ☎④ 8713



神と共に祝うお正月(正月料理)

第六巻民俗より



お正月の代表的な料理として、「雑煮」と「御節」があります。雑煮とは、元は神棚に供えた山や海の幸を餅と共に煮たもので、年始にやって来た歳神と一緒に食べ、新しい年を祝います。

おせちの「せち(節)」とは節日のことを意味し、祭の日で神と人がいっしょに食事をする(共食)日のことを指していました。それが、神に供えた食物の意味に転じて、しだいに正月の料理を指すようになりました。おせちの食材には、昆布は「喜びごと」、数の子は「子孫繁栄」、黒豆は「まめなように」、エビは「腰が曲がるまで(長寿)」、クワイは「芽が出るように」や出世魚のブリなど、福につながる意味が込められています。元日は包丁を使ってはいけないとも言われ、厨房を使わなくてもよいように、おせち料理は保存性が高い調理法が使われています。

また、加西では二日の朝にトコロご飯やトコロ汁を食べるという風習が残っています。これは、加古川流域に残る風習で、他の地域ではあまり見られない風習のようです。

このコーナーでは、加西市史について皆さまに分かりやすく紹介します。

謹賀新年 本年もどうぞよろしくお祝い致します。

スタッフ紹介コーナー(毎月連載)



●霜門 陽一
車大好き『自動車整備士資格あり』スポーツ大好き体育会系指導員。基本に忠実、カンタンで分かりやすい指導を心掛けています。趣味はゴルフ道具にもこだわり、レベルアップする為、特訓中。

免許で広がるあなたの世界 私達がしっかりお手伝いします。初心運転者教育や高齢者講習などを通して地域の交通安全の推進に貢献して参ります。

加西自動車学院

加西市殿原町620 フリーダイヤル ☎0120-81-8289
姉妹校 加東自動車教習所 加東市松沢字依藤761-5 フリーダイヤル ☎0120-46-1284

謹賀新年 本年もどうぞよろしくお祝い致します。



近畿一円、岡山・広島まで直営店でお手伝い。

不動産の・売買・賃貸・買取り

加西店 ☎0790-43-7330

〒679-0109 加西市玉丘町36番地の3(加西市役所東へ1キロ、玉丘交差点すぐ。)FAX0790-43-7345
本社 〒542-0066 大阪市中央区瓦屋町1丁目9番20 ■Eメール 016@takase.ne.jp ■http://www.fudousan.takase.jp
国土交通大臣(8)第2918 社不動産流通経営協会会員 社日本住宅建設業協会会員 社近畿地区不動産公正取引協議会加盟

